

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長

緊急事態解除後の障害福祉サービス等事業所の対応について

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき有難うございます。

このたび、令和2年5月25日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項による緊急事態解除宣言が行われました。

各施設・事業所におかれましては、緊急事態解除後のサービスの提供に当たりましても、引き続き「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）をはじめとした事務連絡等を参照いただき、十分な感染防止対策を講じていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合や感染拡大防止の必要がある場合等に「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）」（令和2年5月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等についての柔軟な取扱いを可能とする対応は、緊急事態解除後も当面の間継続されます。

（問い合わせ先）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

【都立施設・都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4159 FAX 03-5388-1407